

# 令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	11	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	廃炉等積立金に係る収入割の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）          事故炉の廃炉等を行う原子力事業者（以下「廃炉等実施認定事業者」という。）が、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、「機構」という。）に、廃炉等に要する資金を積み立てる「廃炉等積立金制度」について、廃炉等実施認定事業者が小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当するとして得た額については、収入金額から控除される措置が講じられている。</p> <p>・ 特例措置の内容          適用期限を5年間延長する。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第9条第19項          地方税法施行令附則第6条の2第5項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — ( ▲1,255 ) [平年度] — ( ▲1,255 )          [改正増減収額] — ( 単位：百万円 )</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的          廃炉等の適正かつ着実な実施の確保</p> <p>(2) 施策の必要性          平成29年に原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号。以下「機構法」という。）が改正され、毎事業年度、廃炉等実施認定事業者が、機構が通知した額を、廃炉等積立金として、機構に積み立てる「廃炉等積立金制度」が創設されるなど、廃炉等の着実な実施に向けた措置等が講じられた。          あわせて、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成28年12月閣議決定。）において、「廃炉・汚染水対策については、原則として、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要である。廃炉の実施責任を有する東京電力が廃炉を確実に実施するため、必要な資金の捻出に支障を来すことのないよう、規制料金下にある送配電事業における合理化分についても確実に廃炉に要する資金に充てることを可能とすることとし、託送収支の事後評価における特例的な取扱い等を含んだ制度整備を行う。」とされたことを踏まえ、必要な省令改正が行われた。          現在、廃炉等実施認定事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東電HD」という。）は、グループ全体で総力を挙げて廃炉等積立金の原資を捻出しており、送配電事業を営むグループ会社の東京電力パワーグリッド株式会社は、送配電事業における合理化分を、廃炉等積立金に相当する額として、東電HDに支払っている。また、第四次総合特別事業計画（2021年8月認定）においても、送配電事業から、引き続き、廃炉等に要する資金を捻出することとされている。          今回延長を要望する廃炉等積立金に係る収入割の特例措置は、廃炉等実施認定事業者が小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当する分として得た額を、着実に廃炉等に当てることを可能とする観点、電気供給業は収入金課税が適用されている中、廃炉等積立金に相当する額の二重課税の発生を回避する観点から必要とされている。          廃炉等認定事業者により廃炉作業が今後ますます本格化する中、廃炉等に要する資金の確実な確保は引き続き必要不可欠であるところ、本特例措置について、延長を要望する。</p>		

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス
	政策の達成目標	廃炉等の適正かつ着実な実施の確保
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）
	同上の期間中の達成目標	廃炉等の適正かつ着実な実施の確保
	政策目標の達成状況	廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を行っている
有効性	要望の措置の適用見込み	適用件数：1件 適用事業者：1者
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を延長することにより、引き続き、廃炉等実施認定事業者による適正かつ着実な廃炉等の実施を確保することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	長期にわたる廃炉等を適正かつ着実に実施する上で、廃炉等実施認定事業者が、小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当する分として得た額を、着実に廃炉等に当てることを可能とすること、及び、電気供給業は収入金課税が適用されている中、廃炉等積立金に相当する額の二重課税の発生を回避することは、政策目標を達成するために重要であり、本措置は妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	適用件数：1件 適用事業者：1者
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	【平成30年度】（法人事業税）126,834,010千円 【令和元年度】（法人事業税）140,871,247千円
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	適正かつ着実な廃炉の実施の確保
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成29年度 創設